

特許権価値評価書

サンプル — 中規模グループ間移転ケース

対象特許：特許第0000000号

「自動殺菌処理装置」

(※実在の特許権とは無関係の架空例です)

評価基準日：202X年XX月XX日

作成日：202X年XX月XX日

知育特許事務所

弁理士 米田 恵太 (登録番号 第16197号)

目次

本評価書の概要

依頼者	株式会社サンプルフーズ・ホールディングス（架空・親会社）
評価対象	特許1件（特許第0000000号）
取引形態	100%子会社から親会社へのグループ間譲渡
評価基準日	202X年XX月XX日
採用手法	ロイヤリティ免除法（RFR法）
作成者	知育特許事務所 弁理士 米田 恵太

第1章 評価の概要	4
1.1 評価の目的（グループ間移転時の時価の根拠）	4
1.2 評価対象	4
1.3 評価基準日・使用資料	4
第2章 対象特許と取引構造の概要	5
2.1 書誌事項	5
2.2 技術内容と事業上の位置づけ	5
2.3 事業上の現状（売上推移）	5
2.4 取引構造（グループ間移転）	6
第3章 評価方法	7
3.1 評価アプローチの選定	7
3.2 ロイヤリティ免除法（RFR法）	7
3.3 ロイヤリティ料率の決定	7
3.4 割引率（WACC+特定リスクプレミアム）	9
3.5 評価期間（経済的耐用年数の考え方）	9
3.6 前提条件	9
第4章 評価の分析と結果	11
4.1 シミュレーション（基準シナリオ）	11
4.2 感度分析	11

4.3	リスク要因の分析と調整後レンジ	12
第5章 税務・法務上の留意事項		13
5.1	グループ間移転の時価相当額原則	12
5.2	寄附金・受贈益の認定リスク	13
5.3	消費税・法人税の取扱い	13
5.4	その他の法務留意事項	14
第6章 評価の制限事項・免責		15
別紙1	算定根拠の詳細	17
別紙2	出典・参照文献	19

SAMPLE

第1章 評価の概要

1.1 評価の目的（グループ間移転時の時価の根拠）

本評価書は、株式会社サンプルフーズ・ホールディングス（以下「親会社」と、その100%子会社である株式会社サンプルフーズ・テック（以下「子会社」との間で予定されている特許権の譲渡（以下「本件譲渡」）に関し、時価相当額（独立第三者間取引と同等の対価）に基づく適正な譲渡対価の根拠資料として、対象特許の経済的価値を算定することを目的とする。

本評価は、本件譲渡が法人税法上の「寄附金」（法人税法37条）または「受贈益」の認定対象とならないことを疎明するため、独立第三者間取引と同等の対価設定根拠を提供する（完全支配関係下のグループ法人税制の取扱いは第5章参照）。

1.2 評価対象

本評価は特許権単体（特許第0000000号「自動殺菌処理装置」）を対象とする。以下は評価対象に含まれない。

- 当該装置を組み込んだ製品の事業価値（顧客基盤、製造設備、販売網等）
- 関連する周辺特許、ノウハウ、商標権、ブランド価値
- 海外での権利保護可能性（本書は日本国内の特許権を前提とする）

1.3 評価基準日・使用資料

項目	内容
評価基準日	202X年XX月XX日
売上推移データ	子会社提供・直近3期分の対象製品売上
特許公報情報	特許第0000000号「自動殺菌処理装置」
料金表・年金	特許庁料金表（最新改定版）
業界料率データ	経済産業省・特許庁の公的調査報告書（最新版）、および当事務所構築の実施料率データベース（裁判例267件）
競合・市場情報	業界誌・公開IR資料

第2章 対象特許と取引構造の概要

2.1 書誌事項

項目	内容
登録番号	特許第0000000号
出願番号	特願20XX-XXXXXX
出願日	20XX年XX月XX日
登録日	20XX年XX月XX日
権利者	株式会社サンプルフーズ・テック（子会社）
請求項数	10項
満了日	20XX年XX月XX日
残存期間（評価基準日時点）	約14年
技術分類	食品加工機械分野

2.2 技術内容と事業上の位置づけ

対象特許は、食品加工ラインにおける自動殺菌処理機構に関する発明である。従来の殺菌処理工程と比較して、処理時間の短縮および微生物制御精度の向上を実現する。

当該技術は、子会社が販売する食品加工装置の中核機構として組み込まれており、競合製品との差別化要素となっている。一方で、類似機能を実現する代替技術（薬剤殺菌方式・紫外線方式等）も存在し、独占性は完全ではない。

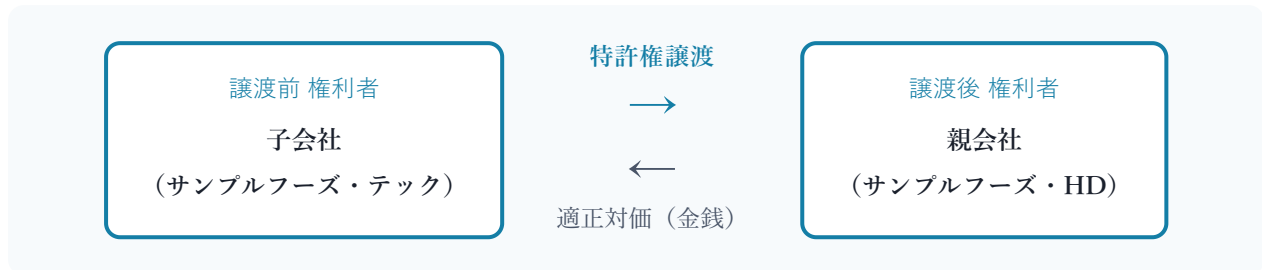
2.3 事業上の現状（売上推移）

期	売上高	前年比
3期前	約 105,000 千円	—
2期前	約 102,000 千円	▲2.9%
直近期	約 100,000 千円	▲2.0%

食品安全規制の強化を背景に堅調な需要が継続しているが、業界内の競合参入により、年率約2%の微減傾向にある。本評価ではこの傾向を将来予測に織り込む。

2.4 取引構造（グループ間移転）

本件は、グループ事業再編の一環として、子会社が保有する対象特許を親会社に集約する目的で行われる。取引構造は以下のとおり。



グループ間取引のため、対価設定は税務上の時価取引原則に従う必要がある。低額譲渡は譲渡側の寄附金、高額譲渡は譲受側の受贈益として認定されるリスクがある（完全支配関係下の特則を含む詳細は5章参照）。

第3章 評価方法

3.1 評価アプローチの選定

知的財産価値評価の一般原則に基づき、以下の3アプローチを比較検討した。

評価手法	概要	採否	判定理由
コストアプローチ (原価法)	開発・出願にかかった過去費用の積算	× 不採用	製品化・収益発生済のため、過去コストでは市場価値を反映しない
マーケットアプローチ (取引事例比較法)	類似特許の取引事例と比較する方法	× 不採用	食品加工機械分野の特許売買事例は公開データが乏しく、適切な比較対象の抽出が困難
インカムアプローチ (収益還元法・RFR法)	将来CFを現在価値に割り引く方法	○ 採用	対象事業の売上が安定的に計上されており、将来収益の予測が可能。グループ間移転の時価相当額根拠としても適切

3.2 ロイヤリティ免除法（RFR法）

インカムアプローチの中でも、本件では「ロイヤリティ免除法（Relief-from-Royalty法、以下「RFR法」）」を採用する。本手法は、「もしこの特許を保有していなかったら支払うべきロイヤリティを、自社保有により免除されている」と考え、「節約できたロイヤリティ額」から「維持コスト」を控除した額を特許価値とする手法である。

$$\text{特許価値} = \sum_{t=1}^T (\text{売上高}_t \times \text{想定料率} - \text{維持年金}_t) \times (1 - \text{税率}) / (1 + \text{割引率})^t$$

RFR法は、無形資産評価における所得アプローチの代表的手法の一つとして実務上広く採用されており、グループ間取引の時価根拠として参照可能である。

3.3 ロイヤリティ料率の決定

本件料率は、裁判所の認定実務に従い、以下の3ステップで決定する。

Step 1

業界料率水準の特定
公的調査・裁判例DB

Step 2

本件特許の
技術分類・寄与度評価

Step 3

本件特殊事情による
修正・採用料率決定

3.3.1 Step 1：業界料率水準の特定

本件は食品加工機械分野に属する。当該分野および隣接分野（一般機械分野）における業界料率水準は、複数の公的調査報告書および当事務所構築の実施料率データベースから以下のとおり特定される。

参照ソース	サンプル	料率水準
経済産業省 公的調査報告書 機械・器具分野	複数件	平均 3.5%前後
特許庁 公的調査報告書 機械分野	複数件	平均 2.7%前後
当事務所 実施料率データベース (裁判例267件のうち食品加工・機械分野関連)	複数件	中央値 3.5%前後

※本サンプルでは個別判例リストは案件守秘の観点から省略。実案件では事件番号・裁判所名・判決日まで明記する。

3.3.2 Step 2：本件特許の技術分類・寄与度評価

本件特許は、対象装置の中核機構を構成し、競合製品との差別化要素として機能している。請求項数10項と比較的広いクレーム範囲を有し、回避設計のハードルは中～高である。寄与度は「中～高」と評価する。

3.3.3 Step 3：本件への適用と採用料率の決定

Step 1の業界水準（中央値3.5%前後（経産省3.5%/特許庁2.7%/当事務所3.0~3.5%））を基礎に、Step 2の寄与度評価（中～高）、および本件のグループ間取引性（時価相当額として税務当局の検証を意識した堅実設定）を踏まえて、本件採用料率を以下のとおり決定する。

シナリオ	採用料率	位置づけ
保守的シナリオ	3.0%	業界中央値の下限。寄附金リスク回避の下振れ警戒値
採用値（基準）	3.5%	業界中央値水準。時価相当額として最も妥当
標準的シナリオ	4.0%	差別化要素を反映した上限。受贈益リスク回避の上振れ警戒値

3.4 割引率（WACC + 特定リスクプレミアム）

本評価における割引率は、以下のとおり9.0%を採用する。中規模食品機械事業のリスク水準に整合した設定である。

構成要素	水準	根拠
無リスク利率	約 1.0%	10年国債利回り水準
株式リスクプレミアム	約 5.0%~6.0%	日本市場のヒストリカル・リスクプレミアム
サイズプレミアム	約 1.0%~2.0%	中堅企業規模を反映
特定リスクプレミアム (CSR)	約 1.0%	特許特有の技術陳腐化リスク・無効化リスク等
採用割引率	9.0%	—

※ 無リスク利率は財務省公表の長期国債利回りを参照。株式リスクプレミアムは国内証券市場の長期実績データ（公開統計）を参照。サイズプレミアム・CSRは事業規模・技術固有のリスク特性に応じて設定した。

3.5 評価期間（経済的耐用年数の考え方）

特許権の評価期間は、以下の3概念を区別して整理する必要がある。本評価では「経済的耐用年数」を採用する。

概念	本件の値	意味
法定残存期間	約14年	特許法67条に基づく出願日起算20年からの残存
経済的耐用年数（採用）	5年	競合参入・代替技術の進展を考慮した実質的な収益貢献期間
契約期間	—	本件は譲渡のため契約期間概念は適用されない

法的には約14年残存するが、食品機械分野における技術トレンドの変化速度（新規殺菌技術の登場、規制環境の変化等）を考慮し、保守的に5年を採用する。これにより評価額の下振れリスクを限定し、時価相当額としての堅実性を確保する。

3.6 前提条件

条件	内容
権利の有効性	対象特許は有効に存続し、評価基準日時点で無効審判等の係属がないこと
事業継続性	対象製品事業は継続されるが、競合参入により売上は緩やかな漸減傾向にあること

維持コスト負担	譲渡後は親会社が特許権者となり、将来発生する特許維持年金は親会社が負担すること
税率	法人実効税率30%を仮置き
取引前提	本件譲渡は親会社・子会社間の合意により実施されること

SAMPLE

第4章 評価の分析と結果

4.1 シミュレーション（基準シナリオ）

採用パラメータ（料率3.5%・割引率9.0%・評価期間5年・実効税率30%）に基づき、5年シミュレーションを行った結果を以下に示す。キャッシュフローは保守性確保のため期末発生（期末割引）を前提とする。

項目（千円）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
① 売上高	100,000	98,000	96,000	94,000	92,000	—
② ロイヤリティ収入相当（料率3.5%）	3,500	3,430	3,360	3,290	3,220	16,800
③ 維持年金コスト	▲100	▲100	▲100	▲100	▲100	▲500
④ 税引前利益（②+③）	+3,400	+3,330	+3,260	+3,190	+3,120	+16,300
⑤ 法人税等（30%）	▲1,020	▲999	▲978	▲957	▲936	▲4,890
⑥ 税引後利益	+2,380	+2,331	+2,282	+2,233	+2,184	+11,410
⑦ 現在価値（割引率9%）	+2,183	+1,962	+1,762	+1,582	+1,419	+8,908

基準シナリオでの評価額は約 8,910 千円（約891万円）となる。

4.2 感度分析

主要パラメータ（料率・割引率）が変動した場合の評価額への影響を検証する。

想定料率\割引率	割引率 7%	割引率 9%（基準）	割引率 11%
料率 2.5%（ストレステース）	+662万円	+629万円	+598万円
料率 3.0%（保守的シナリオ）	+800万円	+760万円	+722万円
料率 3.5%（採用値）	+938万円	+891万円	+847万円
料率 4.0%（標準シナリオ）	+1077万円	+1022万円	+972万円

感度分析の結論：主要パラメータの変動範囲全体において、評価額は約598万円～1077万円のレンジに収まる。採用値「約891万円」はストレステース（約598万円）と標準シナリオ（約1077万円）の中間に位置し、税務調査における時価根拠資料として参照可能な水準である。

4.3 リスク要因の分析と調整後レンジ

算定された評価額について、本件特許の技術的・市場的特性を踏まえてリスク調整要因を整理する。

調整要因	内容	評価への影響
競合参入	食品安全規制強化を背景に新規参入が継続。年率2~3%の漸減トレンドは将来予測に織り込み済	▲ 中
代替技術の存在	類似機能を実現する代替方式（薬剤・紫外線等）が存在。ただし対象方式は処理時間・精度面で優位性あり	▲ 中
規制環境の変化	食品衛生法の改定が技術選定に影響を及ぼし得るが、現状の規制体系下では本技術は適合	▲ 小
クレーム範囲	請求項数10項と比較的広いクレーム範囲を有し、回避設計のハードルは中～高	+ 小

調整後 評価額レンジ

金 7,600,000 円 ~ 10,220,000 円

推奨取引額：約890万円

本評価額は、競合参入・代替技術リスクを織り込んだ時価相当の参考レンジである。グループ間取引における対価としては、推奨取引額の「約890万円」が、寄附金認定リスク（下限値割れ）と受贈益認定リスク（上限値超え）の双方を抑制する中間水準として位置づけられる。

第5章 税務・法務上の留意事項

5.1 グループ間移転の時価取引原則

本件は親会社・子会社間の取引であるが、税務上は時価取引が原則であり、独立第三者間取引と同等の対価設定が求められる。グループ間の低額・高額取引は寄附金（法人税法37条）または受贈益として認定されるリスクがある。

特に本件のような完全支配関係（100%親子関係）下では、グループ法人税制の下で寄附金は全額損金不算入（法人税法37条2項）、対応する受贈益は全額益金不算入（法人税法25条の2）とされる。これは利益の付け替えによる税務上の中立化を図る制度であるが、簿価のズレ（譲渡側の譲渡損益、譲受側の取得価額差額）を通じて将来の課税所得に影響を与えるため、時価根拠の資料は依然として必要である。

本評価額は、税務調査における時価根拠資料として参照可能な水準を示すものである。

5.2 寄附金・受贈益の認定リスク

リスク	内容	本評価書での対応
低額譲渡 （寄附金 認定）	譲渡対価が時価より低い場合、譲渡側で時価との差額が寄附金として認定される。完全支配関係下では全額損金不算入	下限値（約760万円）を提示し、これを下回らない対価設定を推奨
高額譲渡 （受贈益 認定）	譲渡対価が時価より高い場合、譲受側で時価との差額が受贈益として認定される。完全支配関係下では全額益金不算入だが、簿価ズレが将来の課税所得に影響	上限値（約1,022万円）を提示し、これを上回らない対価設定を推奨

本評価額のレンジ（約760万円～1,022万円）内で対価を設定することは、認定リスクの低減に資する。
最終判断は依頼者の顧問税理士と協議のうえ確定されたい。

5.3 消費税・法人税の取扱い

税目	取扱い
消費税	法人間の特許権譲渡は消費税課税対象（消費税法4条1項・5条1項。資産の譲渡等の定義は同法2条1項8号）。譲渡側は売上税額として、譲受側は仕入税額控除の対象として処理する
法人税（譲渡側）	譲渡対価から特許権の帳簿価額を控除した金額を譲渡損益として計上（法人税法22条）

法人税（譲受側） 取得した特許権は無形固定資産として計上し、税務上の耐用年数（8年）で減価償却する（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第三）

源泉徴収 法人間取引のため源泉徴収不要

5.4 その他の法務留意事項

- 移転登録：特許権の譲渡は特許庁への移転登録（特許法98条1項1号）が効力発生要件。本評価額に基づき譲渡契約を締結後、速やかに移転登録を行う必要がある。
- ライセンス契約の取扱い：対象特許に既存のライセンス契約がある場合、譲渡に伴う契約上の地位の移転について、ライセンシーの承諾が必要となる場合がある。
- 関連する他の知財との切り分け：本評価は特許単体の価値であり、関連ノウハウ・商標・著作権等は別途評価が必要である。

税務上の最終判断は、依頼者の顧問税理士と協議のうえ確定されたい。本評価書は税務申告における時価根拠資料として位置づけられる。

第6章 評価の制限事項・免責

6.1 評価の制限事項

- 本評価は、依頼者から提供された資料および公開情報に基づくものであり、提供資料の真正性・完全性については検証の対象外である。
- 本評価は評価基準日時点における経済的価値の推計であり、将来の市場環境変化・技術動向・法制度改正等は反映していない。
- 本評価は特許権単体の経済的価値を算定したものであり、事業全体の企業価値や他の知的財産権の価値は含まない。
- 本評価額は税務上の時価相当額の参考値であり、最終的な譲渡価格を拘束するものではない。実際の譲渡対価は当事者間の合意により決定される。

6.2 評価者の独立性宣言

本評価書の作成者は、依頼者および対象特許の権利者と利害関係を有しない独立した第三者として、客観的かつ中立的に本評価を実施した。本評価の結論は、評価者の独立した職業的判断に基づくものであり、特定の利害関係者の意向に左右されたものではない。

6.3 免責事項

本評価書の記載は、現時点で入手可能な情報を前提に算定した暫定的な推計値であり、将来の収益や市場動向を保証するものではない。本評価書に依拠した取引等により生じた損害について、評価者は責任を負わない。

本評価書は依頼者および関係当事者の内部検討のみに用いられることを目的とする。依頼者の書面による承諾なく、本評価書の全部または一部を第三者に開示・配布することはできない。ただし、裁判所、官公庁、税務当局その他これに準ずる機関からの正当な開示要請がある場合はこの限りではない。

6.4 評価者の記名

事務所	知育特許事務所
所在地	(事務所所在地)
評価者	弁理士 米田 恵太 (登録番号 第16197号)
作成日	202X年XX月XX日

SAMPLE

別紙1 算定根拠の詳細

1. 基準売上の算定

過去3期の売上推移（105,000千円→102,000千円→100,000千円）と業界の漸減トレンド*（年率約2%）を踏まえ、評価期間5年の各年売上を以下のとおり推計した。

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
推計売上（千円）	100,000	98,000	96,000	94,000	92,000
前年比	直近期	▲2.0%	▲2.0%	▲2.1%	▲2.1%

2. 採用ロイヤリティ料率の算定

項目	値	根拠
業界料率水準（経産省・機械分野）	平均 3.5%前後	公的調査報告書
業界料率水準（裁判例DB・食品加工/機械分野）	中央値 3.5%前後	当事務所DB
本件寄与度補正	中～高	差別化要素・回避ハードルを勘案
採用料率（基準）	3.5%	業界中央値・時価相当額として妥当

3. 割引率の詳細

構成要素	水準
無リスク利率（10年国債）	約 1.0%
株式リスクプレミアム	約 5.5%
サイズプレミアム（中堅企業）	約 1.5%
特定リスクプレミアム（CSRP）	約 1.0%
採用割引率	9.0%

4. NPV算定式（5年・期末割引）

$$\text{NPV} = \sum_{t=1}^5 (\text{売上}_t \times 3.5\% - \text{維持年金}_t) \times (1 - 0.30) / (1.09)^t$$

≒ 8,908 千円 ≒ 約 891 万円

SAMPLE

別紙2 出典・参照文献

1. 公的データ・調査報告書

- 経済産業省 知的財産のライセンスに関する調査報告（最新版）
- 特許庁 産業財産権制度問題調査研究報告書（知的財産の価値評価関連）
- 特許庁料金表（最新改定版）

2. 当事務所構築データベース

- 実施料率データベース：知的財産権侵害訴訟において相当実施料率が認定された判例 267件を分類・集計したもの。技術分野別・規模別・取引形態別の検索が可能。

（参照した個別判例の詳細リストは、実際の案件評価書に付属する形で別途提供している。本サンプルでは省略する。）

3. 依頼者提供情報

- 対象事業の売上推移データ（直近3期分）
- 対象特許および関連事業に関するヒアリング記録
- グループ事業再編計画書

4. 関連法令

- 特許法（昭和34年法律第121号）
- 法人税法（昭和40年法律第34号）— 特に37条（寄附金）
- 消費税法（昭和63年法律第108号）

本サンプルについて：本評価書は、弊所の評価書フォーマット・分析手法をご理解いただくためのサンプルであり、すべての数値・固有名詞は架空である。実際の評価書は、ご依頼案件の事業実態・特許の特性・取引形態に応じて個別に作成する。グループ間取引・国際間移転・複数特許のポートフォリオ評価・ライセンス対象案件等については、別途お問い合わせいただきたい。

エグゼクティブサマリー

評価額レンジ

金 7,600,000 円 ~ 10,220,000 円

推奨値：約890万円

区分	料率前提	評価額（千円）	位置づけ
保守的シナリオ（下限）	3.0%	約 7,600	業界下位水準・保守設定
採用値（基準シナリオ）	3.5%	約 8,910	時価相当額として妥当な水準
標準的シナリオ（上限）	4.0%	約 10,220	差別化要素を反映した上限値

本サマリーの読み方：本評価額は、対象特許の事業収益規模（年商約1億円）と中規模食品機械市場の特性を踏まえた「グループ間移転」型の試算である。グループ間取引であっても、税務上は時価取引が原則であり、独立第三者間取引と同等の対価設定が求められる（法人税法22条・37条等）。本評価額のレンジは、税務調査における時価根拠資料として参照可能な水準を示す。